

年末調整や確定申告には 「国民年金保険料控除証明書」が必要です

国民年金

〈問合先〉

岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

2. 毎年11月上旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

3. 2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までに初めて納付する方には、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

従って、平成20年中に国民年金保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書を添付してください。

4. 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの社会保険料控除の対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告書に添付する必要があります。



消・防・署

羽島郡広域連合 ☎388-1195



秋の全国火災予防運動始まる！ 家庭でできる防火チェック

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。

これからは、空気が乾燥してちょっとした不注意でも、大火災になりやすい時期でもあります。

皆さんは、日ごろからどのような火災予防に心掛けられていますか。火災は皆さんのちょっとした気配りで減らすことができます。

次の項目を参考にして、少しでも火災に対しての防火意識を高めましょう。

- 家の周りに、古新聞など燃えやすい物を置かない。
 - タバコは灰皿で確実に始末し、投げ捨てや寝タバコは絶対にしない。
 - 火の元を離れる時は、必ず火を消す。
 - 子どもの目の届く所にマッチやライターを置かない。
 - 電気のコンセントは、タコ足配線にしない。
 - 電気器具を使用しない時はスイッチを切り、コンセントからプラグを抜く。
 - 外出前、就寝前には、必ず火の元を確認する。
 - 住宅用火災警報器を設置する。
- 今、ここに挙げたものは、火災予防に対するほんの一例ですが、この他にどのような火災予防に心掛ければ良いか、一度家族で話し合い、家庭での防火チェックシートを作成してみたいか、いかがでしょうか。
- 大切な命や財産を守るためにこれからも防火の気持ちを忘れないようにしましょう。